

児童扶養手当とは…

父母の離婚などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母、その児童を監護し生計を同じくする父、父または母にかわってその児童を養育している人（養育者）です。なお、児童が、中程度以上の障がいをもつ場合は、20歳になる誕生日の前日まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

次のような場合は、手当は支給されません

① 児童が

- 日本国内に住所がないとき。
- 児童福祉施設などに入所または里親やファミリーホームに養育を委託されているとき。
- 父または母の配偶者（事実上の婚姻関係の場合も含む）に養育されているとき（父または母に重度の障がいがある場合は除く）。

② 父・母または養育者が

- 日本国内に住所がないとき。
- 養育者の場合は児童と別居しているとき。

2 手当を受ける手続き

手当を受けるには、市役所子育て支援課の窓口で、必要な書類などを添えて手続きをしてください。

（※事情により必要な書類が異なる場合があるため、子育て支援課での受付となります。）

- 請求者、対象児童、扶養義務者の個人番号がわかるもの。
- 所定の認定請求書
- 請求者名義の預金通帳
- 請求者と対象児童の戸籍謄本
- 印鑑（スタンプ式不可）
- 申請理由によりその他添付書類

3 手当の支払い 令和8年度について

手当の認定を受けると、市役所子育て支援課が受理した日の属する月の翌月分から支給されます。

3月分・4月分の手当	…→	5月8日支払日	に指定した金融機関への口座振込により支払われます。
5月分・6月分の手当	…→	7月10日支払日	に指定した金融機関への口座振込により支払われます。
7月分・8月分の手当	…→	9月10日支払日	に指定した金融機関への口座振込により支払われます。
9月分・10月分の手当	…→	11月10日支払日	に指定した金融機関への口座振込により支払われます。
11月分・12月分の手当	…→	1月8日支払日	に指定した金融機関への口座振込により支払われます。
翌年1月分・翌年2月分の手当	…→	3月10日支払日	に指定した金融機関への口座振込により支払われます。

※通常10日が支払日ですが、その日が土・日曜日若しくは祝日に当たる場合は、その直前の金融機関営業日が支払日となります。

4 手当の額 令和8年4月分の手当から

手当区分	全部支給	一部支給
児童1人(月額)	48,050円	48,040円～11,340円
以下児童1人増につき(加算額)	11,350円	11,340円～5,680円

5 支給制限

手当を受ける人の前年の所得が政令で定められた限度額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は手当の全部または一部が支給停止されます。また、同居している扶養義務者(直系血族および兄弟姉妹)の所得についても限度額以上ある場合は支給停止になります。

所得制限限度額表

(令和8年4月現在)

扶養家族などの数	受給者所得		配偶者および扶養義務者などの限度額
	全部支給の限度額	一部支給の限度額	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
以下1人増につき	380,000円 加算		380,000円 加算

〈所得額 = 年間収入金額 - 必要経費(給与所得控除額等) + 養育費(8割) - 8万円 - 諸控除〉

※手当額および所得制限限度額については変更がありますので、その際は広報などでお知らせします。

6 手当を受けている方の届出の義務

認定を受けた方は、次のような届出義務がありますので、事由が生じたときはすみやかに市役所子育て支援課の窓口へ届け出てください。

※事情により必要な書類が異なる場合があるため、子育て支援課での受付となります。

届出書類	届出事由
資格喪失届	<p>次のような場合には、手当を受けることができませんので早急に資格喪失届を出してください。資格がなくなってから手当を受け取った場合は、その間に支払われた手当を返還していただくことになりますので、ご注意ください。</p> <p>(なお、偽り、その他不正の手段によって手当を受けた場合は、罰せられることがあります。)</p> <p>参考 児童扶養手当法第35条(罰則) 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 婚姻の届出をしたとき。 ● 婚姻の届出はなくても事実上婚姻関係(異性と同居あるいは同居がなくてもひんぱんに定期的な訪問かつ生活費の援助があるなどの状況)となったとき。 ● 児童の死亡や、転出などにより監護(養育)しなくなったとき。 ● 児童が施設入所したり、里親や、ファミリーホームに養育を委託されたとき。 ● 刑務所などに拘禁中の父または母が出所したとき。 ● 遺棄している児童の父または母から連絡、訪問、送金があったとき。 <p>(※他にも喪失理由があります。)</p>
現況届	<p>認定を受けている全ての方が、毎年8月1日から8月31日までの間に提出し、支給要件の審査を受けます。</p> <p>注意 この届出を怠ると、その年の11月以降の手当は受けられません。 また、2年間届出しなかった場合は、時効により受給資格が消滅します。</p>
一部支給停止適用除外事由届出書	<p>受給資格が認定されてから5年、または、支給要件に該当して7年を経過したときと、その後毎年現況届を提出するときに届け出て、以下の要件の審査を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就業している、または、求職活動等の自立を図るための活動をしている。 ● 身体上または精神上的の障がいがある。 ● 負傷または疾病などにより就業することが困難である。 ● 監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにあり、介護する必要があるため、就業することが困難である。 <p>注意 この届出が提出されないときは、提出期限の翌月分の手当から次の審査の時期まで、手当が2分の1になります。</p>
額改定届	児童が施設に入所するなどして、支給対象児童数が減ったとき
額改定請求書	新たに支給対象児童が増えたとき(※支給対象児童の個人番号の記載が必要です)
支給停止関係(発生・消滅・変更)届	所得の高い人と同居するようになる、またはしなくなるなど、現在の支給区分が変動したとき
受給者死亡届	受給者が死亡したとき
氏名変更届	受給者や児童の氏名が変わったとき
住所・支払金融機関変更届	住所または支払金融機関が変わったとき
証書亡失届	証書をなくしたり、汚損して使えなくなったとき
公的年金給付等受給状況届	遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを受けられるとき